

## 〔17〕 LGBTQ（同性カップル）における財産分与請求の可否

## CASE

女性Aは女性Bと恋愛関係になり、同棲生活を始めた。二人とも同棲生活開始時は預金等の資産はほとんどなかったが、Bが働きAが家庭を支え、別居時にはB名義の預金が増え、1,000万円になった。同棲関係解消に当たり、AはBに500万円の財産を分与するよう求めたが、Bは支払を拒否したので、Aは、家庭裁判所に財産分与の申立てをした。

## POINT

財産分与に関する家裁の審判の持つ形成力は、異性婚の場合に限定されるか、同性婚の場合も可能かについては、明確な結論が出ていない。

## 解説

## 1 準婚理論について

婚姻の届出をしていない男女間でも、社会的に見て婚姻としての実体があり（客観的要件）、主観的に見て社会的に婚姻と同視できる関係を結ぶ意思がある場合（主観的要件）は、婚姻に準ずる関係があります（最判昭33・4・11民集12・5・789）から、民法の夫婦に関する規定は、その性質に反しない限り、類推適用されます（準婚理論）。したがって、内縁の夫婦にも、同居、扶助義務（民752）、婚姻費用分担義務（民760）、日常家事債務の連帯責任（民761）、貞操義務（民770①）、未成年の子の監護義務（民820）等の諸規定は、全て類推適用されます。内縁関係に家族法の諸規定が類推適用される以上、財産分与の規定（民768）も類推適用されます（広島高決昭38・6・19高民16・4・265）。例えば、名古屋家

## 〔27〕 共同親権・共同監護（主たる監護者あり）における養育費の月割り・日割り計算

### CASE

母Aの基礎年収は100万円であり、父Bの基礎年収は300万円である。3歳の子どもCがいる。離婚に当たり以下のとおり合意した。

- （1） 奇数月はAが監護し、偶数月はBが監護する。
  - （2） 月曜日から金曜日の午後5時まではAが監護し、金曜日の午後5時から日曜日の午後5時まではBが監護する。
- （1）（2）の場合、AのBに対する養育費請求額はいくらか。

### POINT

完全に平等な共同監護の場合、それぞれの相手方に対する養育費を算出し、その差額をAの養育費とするが、Aが主たる監護者の場合は、月割り・日割り計算だけでは、養育費相当額は算出できない。

### 解説

#### 1 改正民法の影響

##### （1） 共同親権と養育費

令和6年改正民法では、離婚後の共同親権が認められました（民824の2）。しかし、離婚後共同親権になったとしても、それは「親権」だけの問題で「監護」の問題ではありませんから、親権が単独か共同かで婚姻費用や養育費に影響を与えることはありません。

##### （2） 監護の分掌と婚姻費用・養育費

改正民法では、離婚をするときは、監護者を指定するほか、監護の

## 第4 家族法改正後の養育費

### 〔36〕 法定養育費と形成養育費の調整

#### CASE

妻A・夫Bの①離婚日が令和8年7月1日、②子どもCの養育費調停申立日が令和9年7月1日、③養育費調停成立日が令和10年7月1日。標準算定方式で計算した養育費は月10万円であり、法定養育費・形成養育費、いずれも未回収の場合、養育費の調停条項はどうするか。

#### POINT

養育費の発生期間は、①法定養育費のみの発生期間、②法定養育費と形成養育費が重複して発生する期間、③形成養育費のみの発生期間の三つに分かれる。①は2万円と法定され、②③は標準算定方式による。

①の期間は、権利者が予告なしに、突然、義務者の給与差押えができるから、義務者は、とりあえずは離婚時から2万円の割合で送金しておいた方がよい。

#### 解説

##### 1 二つの養育費

令和6年民法改正により、養育費を定めず離婚したときは、離婚時から子どもを監護している者は、離婚時から当然に毎月2万円の養育費請求権を取得します。これを法定養育費といいます。これに対し、従来の養育費のように、当事者で合意し、あるいは調停・審判等で決

②の期間（令和9年7月1日～同10年6月30日）は、法定養育費の期間と形成養育費の期間が重複しますが、標準算定方式で養育費を算出し、このうち、2万円が法定養育費と考えることになります。CASEでは1か月10万円となっていますが、この10万円は法定養育費の2万円と形成養育費の8万円で構成されていると考えます。ただ、調停条項では分けて記載する必要はなく、まとめて10万円 × 12か月 = 120万円が未払金となります。

③の期間（令和10年7月1日～）は形成養育費のみの期間であり、今後、毎月末日限り、金10万円を支払うことになります。

## （2）参考条項

これを調停条項化すると以下のとおりです。

### 【条項例】

- 1 相手方は申立人に対し、長男C（生年月日）の養育費として、月額金10万円を令和10年7月1日から同人が満20歳に達する日の属する月まで、毎月、末日限り、下記口座に振込送金して支払う（注：上記（1）③の期間に対応）。振込費用は、相手方の負担とする。

#### 記

銀行名 ○○銀行○○支店      種類   普通      口座番号   1234567  
口座名   A

- 2 相手方は申立人に対し、離婚日である令和8年7月1日から同9年6月末日までの未払の法定養育費（注：上記（1）①の期間に対応）として金24万円、令和9年7月1日から同10年6月末日までの未払の養育費（注：上記（1）②の期間に対応）として金120万円、合計金144万円の支払義務があることを認め、これを令和10年6月末日限り、前項記載の口座に振込送金して支払う。振込費用は、相手方の負担とする。
- 3 当事者は、本調停条項に定めるもののほか、前項記載の子の法定養育費に関し、相手方の申立人に対する支払義務が存しないことを確認する。

## 〔42〕 婚姻関係の存在・破綻に関する不貞相手の賠償責任

### CASE

（１） 夫Bは、妻Aがいることを秘してCと不貞をした。

（２） 夫Bは、妻Aとは家庭内別居状態であると嘘を言いCと不貞をした。

（１）（２）の場合、CはAに対し、不貞を理由として賠償責任を負うか。

### POINT

婚姻関係の「存在」についての過失は、ほとんど認定されないが、逆に婚姻関係の「破綻」についての過失は、おおむね認定される傾向にあった。しかし、最高裁の判例により、今後は、過失認定のハードルが高くなることが予想される。

### 解説

#### 1 二つの過失

不貞の相手方が、①不貞配偶者が既婚者であることを知らなかったとき、②既婚者であるが婚姻関係が破綻していると思っていたとき、その点について、過失があれば、不貞相手方は賠償責任を負います。

この二つの過失は、裁判実務で、どの程度認定されているのでしょうか。また、どのような場合に認定されるのでしょうか。

#### 2 統計から見る両者の違い

東京地裁において平成27年10月から同28年9月までの期間の婚姻関係の「存在」について故意過失が争われた事例15件中、過失を認定し

場合、従来の基準では、Cは安易にBの発言を信じたことに過失があり賠償責任を負いますが、諸事情によっては過失なしという場合もあり得るでしょう。

#### MEMO

被告の「破綻していたと思い込んでいた」という抗弁に対し、裁判所は、容易に過失を認定してきました。しかし、最高裁令和8年6月5日判決により、簡単に過失は認定されなくなりました。今後の実務に重大な影響を与える判決ですが、問題はその認定基準です。現時点では、①離婚届を示された、②家計分離やプライバシー尊重のメールを見せられたという二点に匹敵する事実があれば、過失の認定は厳しくなるとはいえますが、一般的な認定基準が不明で、今後の判例の集積が待たれます。